

企業立地協定を締結しました

12月13日、本市と株式会社森野卵場(本社・香川県観音寺市)は企業立地協定を締結しました。ブローラーひな鳥ふ化、養鶏事業などを行っている同社は、事業の拡大に伴い、新工場設置のため石鳥谷町好地の空き工場を取得。ことし7月の操業開始予定で、従業員を15人程度採用し将来的には30人程度を増やすことを計画しています。



協定を締結し、握手を交わす立会人の古館慶之(左)、森野卵場代表取締役(中)、花巻市長(右)

協定書調印式で森野卵場代表取締役

役は「国内産の鶏種の需要が増え、花巻市に工場を建設することになりました。花巻市の雇用の受け入れの一つになることを目指し、魅力ある職場づくりを力を入れた」とあいさつしました。

◆ ◆ ◆

今後、地域雇用の拡大と、地域経済の発展・活性化が期待されます。

株式会社森野卵場は、昭和24年創業。ひな鳥ふ化出荷数で国内トップを誇り、全国各地に九つの工場を所有しています。

昭和48年に盛岡市玉山区に東北工場を設置し事業を展開。県内・隣県での需要増に対応するため、新たな生産拠点として石鳥谷町好地の空き工場を取得しました。

【問い合わせ】
本庁商工労政課(☎24・211
1内線387)

第31回毘沙門まつり・全国泣き相撲大会

参加者募集



開催日

5月3日(木・憲法記念日)〜5日(土・こどもの日)

開始時間

- ①午前9時30分②午前11時
- ③午後0時30分④午後2時
- ⑤午後3時30分

会場

三熊野神社(東和町北成島)

対象

平成28年11月1日〜平成29年10月31日生まれの子ども

参加料

1万7千円(祈祷料・記念品など)

定員

1000人(先着順)

※定員を超えた場合はキャンセル待ち登録になります

募集期間

2月1日(木)〜10日(土)

申し込み方法

三熊野神社、市役所本庁市民ホール、各総合支所産業係、観光

案内所などに備え付けの申込書に必要事項を記入の上、持参または郵送、ファクス、Eメールで左記へ

※申込書は、市ホームページにも掲載しています

■申込先
全国泣き相撲大会参加受付係
三熊野神社内☎028・011
6 東和町北成島5-1 ☎29・4
1555 ✉mikumano@jupiter.
ocn.ne.jp

※電話での申し込みはできません。持参による申し込みの場合に限り東和総合支所でも受け付けます(土・日曜日、祝日を除く)

【問い合わせ】
▽全国泣き相撲大会参加受付係
三熊野神社内☎42・3921
▽東和総合支所産業係
☎42・2111 内線323

うたものがたり「よだかの星」 +賢治の詩による歌のステージ

宮沢賢治創造演劇公演

長年にわたり豊かな芸術性を保ちつつ、多数の賢治作品をオペラ化した功績により、平成14年に「イーハトーブ賞」を受賞した「オペラシアターこんにゃく座」。その芸術性の高い公演は、全国各地で好評を得ています。

賢治の言葉が生き生きと表現される舞台公演をぜひご覧ください。

日時 3月10日(土) 午後2時〜3時30分
(午後1時30分開場)

会場 文化会館 大ホール

入場料 ▶一般…1,000円(当日券1,300円)▶
中学生以下…700円(当日券1,000円)

※3歳以下は入場できません。2歳以上の場合
は無料託児サービスをご利用ください(2日
前までの予約が必要)

■スレイガイド ▶市内…文化会館、なはん
プラザ、花巻商工会議所、花巻青年会議所、いせ
かん商店、砂田屋石鳥谷店、道の駅とうわ▶北
上市…江釣子ショッピングセンターパル、さ
くらホール▶盛岡市…カワトク

■プログラム

【第1部】うたのステージ

賢治童話をサクソ・ピアノの音色ととも
に歌います。賢治の感じた岩手の自然や
風景がうむぎ出されるステージです。

▶曲目…岩手軽便鉄道の一月、星めぐりの
うたほか)

【第2部】うたものがたり 「よだかの星」

童話「よだかの星」の原文
そのものに、ピアノなどの
生演奏でメロディーを付けて
表現。賢治の作品世界を
幻想的に想像させるステ
ージです。



【問い合わせ・託児の申し込み】
本庁賢治まちづくり課(☎24-2111内線371)

障がい者控除・医療費控除の 証明書を発行します



所得税や市県民税の税務申告では、高齢者やその家族が一定の条件
を満たす場合、「障がい者控除」「医療費控除」の対象となります。

これらの控除を受けるためには証明書が必要です。対象者には申請
に基づき証明書を発行しますので、介護保険証をお持ちの上、本庁新館
長寿福祉課または各総合支所健康福祉係で手続きしてください。
なお、審査のため、証明書の発行には数日かかります。

障がい者控除証明書

【対象】 身体障がい者手帳1・2級を持って
いない人で、次のどちらにも該当する人
▶平成29年12月31日現在で、要介護1以上
の認定を受けている65歳以上の人
▶要介護認定の主治医意見書において、一
定以上の障がいがあると認められる人

おむつ代の医療費控除

【対象】 要介護認定を受けた時点の状況か
ら、おむつの使用が必要と認められる人
で、おむつ代の医療費控除を受けるのが

2年目以降の人

※おむつ代の医療費控除を初めて受ける人
は、医師の発行する証明書が必要です。詳
しくは下記へお問い合わせください

【問い合わせ・申請】 本庁新館長寿福祉
課(☎24-2111内線518)、各総合支所
健康福祉係(大迫☎48-2111内線272、
石鳥谷☎45-2111内線226、東和☎42-
2111内線231)